

## 1. 新型コロナウイルス感染症への対応について

まず、保健所や医療・福祉関係者はじめ多くのみなさんの日々の努力に感謝申し上げたいと思います。

日本共産党は7月28日、安倍晋三首相に対して新型コロナ対策に関する「緊急申し入れ」を行いました。感染拡大を抑止するため感染震源地でのPCR検査の抜本的な拡充を求めました。8月7日には大分県に対しても「緊急申し入れ」を行いました。

無症状の感染者の中から感染力のある人を見つけ出し、隔離保護する必要がある。そのためには感染震源地を明確にし、面で網羅的に検査をすることが必要だ、ということが緊急申し入れの中心です。

こうした動きを受けて厚生労働省は、8月7日の事務連絡で、行政検査の対象者を濃厚接触者以外にも広げる方向を示しました。18日には「行政検査に関するQ&A」で、クラスターが発生している地域の感染リスクの高い施設での行政検査を実施することは可能と示しました。

この時点までは、クラスターが発生した地域などの医療機関や高齢者施設に勤務する方などへの一斉・定期的なPCR等の検査は、あくまでも自治体と施設の判断だという姿勢でした。しかし、28日、政府のコロナ対策本部は政府として「要請する」と一歩踏み込みました。

大分県においても、国に対して、そうしたリスクが高い地域の住民や事業所で働くスタッフ全員に対して、感染拡大を防止する目的でPCR等検査を実施するよう要請していただきたいと思います。

また、「緊急申し入れ」の後、日本医師会の有識者会議や超党派の「医師国会議員の会」が、政府に対し感染震源地でのPCR検査の抜本的な拡充を提言・要請しています。本県においても、国に対して、感染震源地を明確にするよう併せて要請していただきたいと思います。

東京都千代田区では、区内の介護施設の全職員にPCR検査を行う、那覇市では歓楽街・松山地域で大規模なPCR検査を実施するなど、地方自治体での積極的な動きが広がっています。

### (1) PCR等検査の拡充と検査体制の充実について(知事：福祉保健)

大分県でも医療機関、介護施設、福祉施設、保育園・幼稚園、学校など、集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員、出入り業者への定期的なPCR検査や抗原簡易キットによる検査等を行い、必要に応じて、施設利用者全体

を対象にしたPCR等検査を行うことが必要だと考えます。もし、感染震源地が発生した場合には、迅速な対応ができるよう、PCR等の検査体制を充実させ、保健所や衛生環境研究センターの正規職員の増員など体制強化を図る必要があると考えます。PCR等検査対象者の拡充と検査体制の充実について知事の見解を伺います。

## **(2) 市町村への検査結果等の情報提供について (部長：福祉保健)**

市町村ごとの感染状況についてですが、県はPCR検査で陽性となった方については、居住地や陽性となるまでの経緯と現在の症状まで公表し、県民の不安解消に努力されていると思います。一方で、市町村ごとの検査数や陽性率等は公表されていません。市町村ごとの検査数や陽性率、入院患者数等を開示してはいかがでしょうか。

地域住民の間では漠然とした不安が残っており、住民が一番身近な市町村に感染状況などを問い合わせることが多いのですが、市町村に情報がほとんどなく、答えられない状況です。県が市町村にこうした検査結果の情報を可能な範囲で伝え、市町村の仕事としてその情報をもとに住民の不安解消に努めることが求められていると思います。併せて、福祉保健部長の答弁を求めます。

## **(3) 陽性患者への対応状況と医療機関への支援について (部長：福祉保健)**

検査によって明らかになった陽性者を、隔離・保護・治療する体制を整備することは、非常に重要なことだと考えます。また、新型コロナウイルスの影響による医療機関の減収補償は急務です。減収によって医療従事者の待遇が悪化することなどはあってはならないことです。

コロナ患者を受入れる病床の確保と無症状・軽症の陽性者を療養するための宿泊療養施設の確保は、十分に行われているのでしょうか。また、減収となった医療機関の従事者の処遇改善、危険手当の支給、心身のケアのために、思い切った財政的支援が必要と思いますが、県の見解を伺います。

## **(4) 中小企業・小規模事業者・フリーランスの支援策について (部長：商工観光労働)**

コロナ禍で5割以上減収した事業者には持続化給付金が給付されますが、「5割も減ったらつぶれてしまう。5割に満たない減収でも支援を」という切実な声が寄せられています。また、県の応援金は、法人50万円、個人事業者25万円に今回上乘せする補正予算が提案されましたが、これもやはり融資を受けた事業者が対象です。融資を受けたくても受けられない事業者もあり、より厳しい状況におかれています。現在の制度の対象外となる事業者への支援策が必要であり、1回限りでなく継続的な支援が必要です。

また、フリーランスや新規開業の事業者にも持続化給付金の対象が拡大されました。しかし、国民健康保健加入者に限られ、被扶養者は対象外とされるなど、利用できない人も多い制度となっています。観光を支えてきたバスガイドさんなどからも悲鳴が寄せられています。柔軟な対応を国に求め、対象を拡大するなど支援策を強化すべきと考えますが見解を伺います。

## 2. 教育に関する諸課題について

### (1) 少人数学級の拡大について（教育長：教育）

日本共産党としてこれまで一貫して少人数学級の実現を訴えてきました。昨今になり、全国知事会、全国市長会、全国町村会の3会長は、政府に「少人数編制を可能とする教員の確保」などを要請し、全国の小中高・特別支援学校の4校長会長も文部科学省に少人数学級を要望するなど、各団体においても少人数学級を望む声が高まっています。その声に押され、経済財政諮問会議の「骨太方針2020」において少人数による指導体制の検討を盛り込むなど、変化が生まれています。

ある子どもさんがこう言っているそうです。「分散登校の時は人数がクラスの半分で授業のスピードが早くてもわかりやすかった。でも、今はクラスの人数が戻って全然わからん」と。また保護者からは「毎日6時間授業になり、子どもが頭痛と不眠を訴えるようになった」「1人では目が行き届かない。補助の先生をつけてほしい」などの声が寄せられています。

コロナ禍において、子ども達は大きな不安を抱え、学びの格差も深刻化する中、子どもたちの心のケアや学習の遅れに丁寧に対応するためにも、感染防止の点でも少人数学級の実現は急務となっています。

今こそ、教育現場の負担を軽くし、人材確保を進めるためにも、国に対して少人数学級を強く求めるとともに、県としても少人数学級を小中学校の全学年に拡大すべき、計画的にでも拡大すべきと考えますが、見解を伺います。

### (2) 放課後児童クラブ支援員の待遇改善について（部長：福祉保健）

コロナ禍が明らかにしたのは、人は一人では生きていけないということ、医療、介護、障がい者福祉、保育、放課後児童クラブなどのケア労働は休むことができない、どんな時にもなくてはならない仕事であるということです。しかし、これらの命を預かる仕事が、高い専門性を求められるにも関わらず、日本では重視されず粗末に扱われ、待遇が悪いため人材確保が難しい状況です。

私が特に粗末に扱われていると実感しているのが、放課後児童クラブの支援員です。私は3年程前まで、学童保育とも呼ばれますが、この現場で働いていました。学校から帰ってくる子どもたちを受け入れる午後を中心とした仕事のため、ほとんどがパート的な時給での雇用となっています。一部では、責任者

を中心に月給制での雇用もありますが、ほんの一部です。アルバイトの大学生の中には、優秀で適性も意欲もある青年もいますが、収入の面から彼らの就職先にはなりえないのが実態です。これは長年の課題です。

少なくとも1クラブに責任者を含む2名は安定した収入と待遇が得られるようにすることが必要で、それが質の向上につながると考えます。ぜひとも国に放課後児童クラブ支援員の待遇改善を働きかけると共に、県としても運営主体である市町村に対して待遇改善を進めるよう、また運営主体としての役割を市町村がしっかり果たすよう、強力に支援することが必要だと考えますが、見解を伺います。

### **(3) 教員の1年単位の変形労働時間制導入について（教育長：教育）**

来年4月から教員への1年単位の変形労働時間制が始まろうとしています。これまでも、教員の働き方改革として研修など業務の適正化等を図っていますが、月80時間以上の時間外労働が常態化しています。その様な状況の中で変形労働時間制を導入すれば、更なる長時間労働につながってしまうことは明らかです。そこで伺いますが、国が進める教員への変形労働時間制導入について、県としてどのように対応するのでしょうか。教員への1年単位の変形労働時間制を導入する条例を提案しないよう、強く求めます。県の見解をお聞かせください。

## **3. 豪雨災害の被災地支援について**

7月豪雨などの災害で亡くなられた方々にお悔やみを、被災した皆様にお見舞いを申し上げます。

### **(1) 被災した中小企業の再建に対する支援について（知事：商工観光労働）**

大分県は、国が創設した「なりわい再建補助金」に災害とコロナの二重苦に悩む事業者に対して補助金を上乘せし、補助率を4分の3から6分の5に引き上げたことは、被災地でも歓迎されており、評価したいと思います。

天ヶ瀬温泉旅館街では、各旅館が1から2つの泉源を持ち、その泉源が玖珠川の中にあるためにこれまでは川の改修ができませんでしたが、このような被害を繰り返さないためにと、温泉の集中管理システム導入を含め、温泉源の保全と防災・減災を両立する河川改良に取り組むことが検討されています。私たちは、8月28日、なりわい再建補助金の地元の意向に沿った活用を求め、オンラインで旅館組合の方を含めて中小企業庁と協議しました。

なりわい再建補助金の実施主体は県であり、県が復興事業計画を作って国に

提出する必要があります。たとえば、温泉の集中管理システムも県の計画に加え、制度の対象になるように工夫しながらなりわい再建補助金を活用する必要があります。県には同補助制度を被災中小零細事業者に寄り添って柔軟に活用できるよう国に強く要請していただきたいと思います。

湯平、宝泉寺、長湯などの被災地についても、地元の意向を尊重しながら、相手待ちではなく国・県・市が地元と同じテーブルについてよく協議し、方針を決定し、復興事業計画を策定し、スケジュールを早く示して進めることが必要だと考えます。

被災した事業者に対しては心のこもった支援が必要になるかと思います。なりわい再建補助金なども活用しながら、被災した事業者の再建に向けてどのように取り組んでいくのか、知事の見解をお聞かせ下さい。

## **(2) 災害被災者住宅再建支援制度について (局長：防災局)**

被災者住宅の再建については、国の制度拡充が進み、今年の台風15号の被害で、一部損壊の家屋に対して部分的に災害救助法を適用し、市町村が上限30万円で応急修理を実施できるようになりました。これに続き、今回の豪雨を受け、被災者生活再建支援制度を改善し、一部の半壊世帯にも支援金を支給する方向で検討が進められていると聞いています。国の制度拡充が進み、被災者生活再建支援制度が改善されれば、県独自で支援している災害被災者住宅再建支援事業の一部が国の制度の対象となるため、県の同事業を拡充し、例えば、床上浸水に対して支援している5万円を増額すべきだし、床下浸水まで支援を拡充すべきと考えます。県の見解をお聞かせください。

## **4. 観光資源としての温泉の活用について (局長：観光局)**

地元紙が連載している油屋熊八の物語が話題になっています。また、過去にはシンフロも話題になったように、大分といえば温泉というイメージは全国で定着し、今年のラグビーワールドカップで世界にもそのイメージが伝わっていると思います。

別府八湯温泉道は日本一の温泉地、別府の温泉を味わい尽くそうというスタンプラリーです。別府には日本の源泉の約1割にあたる、約2,300の源泉があり、その中の約140湯の共同温泉やホテル旅館の温泉が、この温泉道に参加しており、その中の88湯をめぐる「スパポート」と呼ばれるスタンプ帳にスタンプを集めることで、「別府八湯温泉道名人」の称号を与えられます。私も名人の端くれですが、延べ9,400人近い温泉好きの方が名人に認定されています。「別府八湯温泉道名人会」というNPO法人があり全国各地に支部があります。アメリカ・韓国など海外の名人もいて海外在住の方もいらっしゃるそうです。SNSを活用した情報発信も効果的で、全国各地からのリピーター獲得につながっています。(タオルとスパポートを示す)

一方、県全域にわたる「大分県温泉道」といった取組は行われておらず、「九州温泉道はあるが大分県温泉道がないのは残念だ」との声があります。民間団体と協力して大分県温泉道にとりくんではどうか、と考えます。

温泉という観光資源をどのように活用していく予定なのか、「大分県温泉道」の取組についても、県の考えをお聞かせください。

各自治体の情報発信の取組が激化する中、インバウンドに期待できない状況の中で、大分県温泉道は、広くおんせん県おおいたの魅力をPRするために大変有効だと考えます。市町村や各市町村の観光協会、ホテル旅館組合などとも連携して取り組んでいただきたい。